

令和2年度 長崎地方最低賃金審議会 第3回専門部会議事要旨

1. 日 時：令和2年8月7日（水） 午前9時26分～午前10時20分
2. 場 所：長崎労働局8階会議室
3. 出席者：公益委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員3名
4. 議題
 - (1) 長崎県最低賃金の改定について
 - (2) その他

5. 議事要旨
 - (1) 長崎県最低賃金の改定について
 - ①労働者側委員の意見
 - ・2020年までの目標である早期に800円台、また、これまでの審議経過を踏まえた第4表のDランク0.9%の引上額、基礎調査結果の影響率、九州・全国の結審状況を踏まえた引き上げを主張する。

 - ②使用者側意見
 - ・今年は通常の審議状態とは異なっており、現状維持が最大限である。
 - ・企業側がどれだけ借入れを増やし、どれだけ収入が減っているか、現状を見てほしい。

 - ③公益見解による採決及び専門部会報告書の作成
 - ・公益見解として、長崎県最低賃金の金額については、「3円引上げて1時間793円にする」ことを提示し、金額提示理由として「第4表による検討を原則とするが、今般のコロナ感染症の拡大の影響を労使とも考慮しなければならないこと。中賃でも現行水準維持が妥当としつつ、地域間格差の縮小を求める意見を勘案との見解であること。半島・離島を擁する長崎県においては、小規模事業者の存続について考える必要があること。さらには、新幹線工事等の公共工事増等今後の長崎の経済への期待」等の要素を総合的に勘案した旨の説明がなされた。
 - ・採決による決議について了承され、採決を行った結果、賛成5名、反対3名にて専門部会報告書案が裁決された。

 - (2) その他
 - 今後の審議日程について
 - 第3回本審の審議日程を次のとおりとした
 - ・第3回本審（答申） 8月7日（金）10：30～ 長崎労働局8階会議室